## 議案第89号

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう に定めるものとする。

令和4年11月30日

大口町長 鈴木雅博

## (提案理由)

この案を提出するのは、大口町道路構造の技術的基準を定める条例の改正による 自動運行補助施設の追加に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからで ある。

## 大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例(平成12年 大口町条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表(2) 土地占用料中

Γ

歩廊及び日覆類	使用面積1平方メート		
	ル1年につき		

を

Γ

自動運	道路法(昭和27年	地下に設け	長さ1メートル1年	
行補 助	法律第180号)第	るもの	につき	
施設	2条第2項第5号	その他のも	長さ1メートル1年	
	に規定する自動運	の	につき	
	行装置による検知			
	の対象として設置			
	する導線その他の			
	線類			
	道路の構造又は交通	1本1年につき		
	示する標識柱その他			
	その他のもの	上空に設け	占用面積1平方メー	
		るもの	トル1年につき	
		地下に設け	占用面積1平方メー	
		るもの	トル1年につき	
歩廊及び日覆類			使用面積1平方メー	
		トル1年につき		

に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正新旧対照表

新				旧	
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
(2) 土地占用料			(2) 土地占用料		
占用物件	単位	土地占	占用物件	単位	土地占
		用料			用料
略	略	略	略	略	略
自動運 道路法 (昭 地下に	長さ1メー		歩廊及び日覆類	使用面積	
行補助和27年法 設ける	トル1年に			1平方メ	
施設 律第180 もの	つき	-		ートル1	
号)第2条 その他	<u>長さ1メー</u>			年につき	
第 2 項第 5 のもの	トル1年に		略	略	
号に規定す	<u>つき</u>				
る自動運行					
装置による					
検知の対象					
として設置					
する導線そ の他の線類					
道路の構造又は交通	1 木 1 年 に	1			
の状況を表示する標					
識柱その他の柱類					
その他のも 上空に	占用面積1	•			
<u>の</u> 設ける	平方メート				
<u>₺の</u>	ル1年につ				
	<u>き</u>				
地下に	占用面積1				
<u>設ける</u>	平方メート				
<u>もの</u>	ル1年につ				
	<u>き</u>	-			
歩廊及び日覆類	使用面積1				
	平方メート				
	<u>ル1年につ</u>				
m/z	<u>き</u>	<u> </u>			
略	略				